

市川市公共交通事業者原油価格高騰対策支援金（令和6年度分）

給付事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、臨時的な給付措置として予算の範囲内において市川市公共交通事業者原油価格高騰対策支援金（令和6年度分）（以下「支援金」という。）を給付する事業を実施することにより、原油価格の高騰により経済的な影響を受けている公共交通の運行を行う事業者の経営を支援し、市民の日常的な移動手段を支える公共交通の安心で安全な運行の維持を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市川市公共交通事業者原油価格高騰対策支援金（令和6年度分） 前条の目的を達するために、本市が贈与する給付金をいう。
- (2) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。次号において「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（第7条第1号において「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）を行う事業者をいう。
- (3) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する福祉有償運送に係る事業を除く。第7条第2号において「一般乗用旅客自動車運送事業」という。）を行う事業者をいう。

（給付対象者）

第3条 支援金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 市内に停留所及び路線（高速バス、深夜バス、長距離バス又は空港バスの運行路線その他の市長が別に定める路線を除く。第7条第1号アに

において同じ。)を有するバス事業者

イ 市内に営業所若しくは事業所を有する法人のタクシー事業者又は市内に住所を有する個人のタクシー事業者

(2) 支援金の給付を受けた後、引き続き公共交通の運行を継続する意思を有すること。

(3) 納期限が到来した市税を完納している者であること。

(4) 市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

（支援金の給付）

第4条 本市は、給付対象者に対し、この要綱の定めるところにより、支援金を給付する。

（支援金の給付額）

第5条 支援金の給付額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) バス事業者 第7条第1号アに規定する対象路線ごとに別表第1に掲げる計算式及び給付単価により算出した額を合計した額

(2) タクシー事業者 別表第2に掲げる計算式及び給付単価により算出した額

（申請受付開始日及び申請期限）

第6条 支援金の申請受付開始日は、令和7年4月1日とする。

2 支援金の申請期限は、市長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、令和7年5月31日とする。

（申請）

第7条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市川市公共交通事業者原油価格高騰対策支援金（令和6年度分）給付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) バス事業者 次に掲げる書類

ア 令和6年4月1日において一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている路線（市内に停留所がある路線であって令和7年4月1日までに休止又は廃止をしていないもののうち、市内のもの（本市と他市の行政界上にある路線を含む。）に限る。別表第1において「対象路線」という。）に係る令和7年2月1日時点の次に掲げる書類

(ア) 当該許可を受けていることを証する書類の写し

(イ) 停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程を確認することができる書類

(ウ) 運行本数を確認することができる書類

イ 申請額の内訳を確認することができる書類

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) タクシー事業者 次に掲げる書類

ア 令和7年2月1日時点の一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類の写し

イ 令和7年2月1日時点の市内に営業所若しくは事業所又は住所を有することを証する書類の写し

ウ 対象車両（次に掲げる要件を満たす車両をいう。以下同じ。）の自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面の写し

(ア) 令和7年2月1日において一般乗用旅客自動車運送事業の用に供していること。

(イ) 令和6年4月1日から申請書の提出日の属する月（以下この号において「申請月」という。）の前月の末日までの間に運行した実績があること。

(ウ) 令和7年2月1日時点の車両がガソリン又はL P ガスを燃料に用いているものであること。

エ 法人のタクシー事業者にあつては、対象車両の数及び申請額の内訳を確認することができる書類

オ 令和6年4月1日から申請月の前月の末日までの対象車両の運行実績を確認することができる書類

カ 令和6年4月1日から令和7年1月31日までに対象車両を買い替えた場合にあつては買替前の車両、同年2月1日以後に対象車両を買い替えた場合にあつては買替後の車両に係る次に掲げる書類

(ア) 自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面の写し

(イ) 当該車両の令和6年度における運行開始日から市長が認める日までの運行実績を確認することができる書類

キ その他市長が必要と認める書類

(給付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、支援金の給付の可否を決定し、市川市公共交通事業者原油価格高騰対策支援金（令和6年度分）給付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 給付対象者が第6条第2項に規定する申請期限までに支援金の申請を行わなかったときは、市長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、当該給付対象者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長は、前条の規定により支援金を給付する旨の決定をした後、申請書等の不備により支援金の振込みができない場合において、本市が支援金を給付できるようにするため申請者への確認等に努めたにもかかわらず、申請書等の補正が行われないことその他申請者の責に帰すべき事由により、令和7年12月31日までに支援金の給付ができなかったときは、支援金の申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、支援金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けた者に対し、給付した支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定による返還請求は、市川市公共交通事業者原油価格高騰対策支援金（令和6年度分）返還請求書（様式第3号）により行うものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の公共交通事業者原油価格高騰対策支援金（令和6年度分）給付事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る公共交通事業者原油価格高騰対策支援金（令和6年度分）について適用し、同日前の申請に係る市川市公共交通事業者原油価格高騰対策支援金（令和5年度第2期分）については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

計 算 式	営業キロ程×延べ運行本数×給付単価	
給付単価	車 両 の 区 分	単 価
	大 型	1.0円
	中型・小型	0.85円

備考

- 1 この表において「営業キロ程」とは、令和7年2月1日時点の対象路線の営業キロ程をいう。
- 2 この表において「延べ運行本数」とは、令和7年2月1日時点の対象路線の運行本数により算出する令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間における対象路線の延べ運行本数の見込数をいう。
- 3 この表により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

別表第2（第5条関係）

計 算 式	対象車両の数×給付単価	
給付単価	燃料の区分	単 価
	ガソリン	22,600円
	LPガス	26,400円

備考

個人のタクシー事業者に係る対象車両の数は、1台として計算する。